

温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段の細則を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第15条に規定する温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）及び規則で使用する用語の例による。

(温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段)

第3条 規則第15条各号に規定する市長が指定する機関、並びに再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱の環境への配慮に係る価値を証する資料として別に定めるものは別表のとおりとする。

附 則（平成23年3月31日制定）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成26年7月3日）

この要綱は、平成26年7月3日から実施する。ただし、改正後の要綱の施行日前に平成23年度以降の3年間を計画期間とする事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者にあつては、平成23年度以降の3年間の各年度の事業者排出量削減報告書の提出について、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成29年6月23日）

この要綱は、平成29年6月23日から実施する。

別表

手段	市長が指定する機関	制度又は書類の名称
森林の保全及び整備	公益社団法人京都モデルフォレスト協会	京都府森林吸収量認証制度
地域産木材の利用	京都府地球温暖化防止活動推進センター	京都府産木材認証制度
グリーン電力証書	一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター	グリーン電力証書
グリーン熱証書		グリーン熱証書
他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量に係る取引	国内クレジット認証委員会	国内クレジット制度
	オフセット・クレジット（J-V E R）認証運営委員会	オフセット・クレジット（J-V E R）制度
	J-クレジット認証委員会	J-クレジット制度
	京都市	DO YOU KYOTO? クレジット制度
	京都環境行動促進協議会	京都版CO ₂ 排出量取引制度